

平成26年第3回定例会

総務常任委員会会議録

(平成26年9月9日)

栄町議会

# 総務常任委員会

## 議事日程

平成26年9月9日（火曜日）午後1時00分開会

### 事 件（1）付託議案の審査

議案第3号 栄町職員退職手当負担金支払準備基金条例

請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書

### 出席委員（13名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	大野 徹夫 君
委員	橋本 浩 君	委員	金島 秀夫 君
委員	染谷 茂樹 君	委員	山田 真幸 君
委員	野田 泰博 君	委員	高萩 初枝 君
委員	戸田 栄子 君	委員	大野 博 君
委員	大澤 義和 君		

### 欠席委員（1名）

委員 鈴木 照夫 君

---

### 説明のため出席した者

総務課長	長崎 光男 君	総務課長補佐	丸 彦 衛 君
紹介議員	金島 秀夫 君		

---

### 出席議会事務局

事務局長	湯原 国夫 君	書記	野平 薫 君
------	---------	----	--------

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 3 号、栄町職員退職手当負担金支払準備基金条例及び請願第 2 号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書であります。

お諮りします。議案第 3 号については、審査の必要から町執行部の出席を、また、請願第 2 号については紹介議員の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって、町執行部及び紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

長崎総務課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。また、金島議員よろしく申し上げます。

---

◎ 議案第 3 号

○委員長（藤村 勉君） それでは、議案第 3 号、栄町職員退職手当負担金支払準備基金条例を議題とします。既に本会議において提案理由の説明は頂いておりますが、補足説明があればお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 特にございません。

○委員長（藤村 勉君） 特にないということで、質疑を行います。質疑はございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 職員の退職手当というものを、すみません、私、もう少し知りたいんですけども、普通の例えば、サラリーマンの時やっていたのは自分達が辞める時には、自分達の退職手当の為に、いくらか積んでいて、それと同時に会社もいくらか何%か積んでいく訳ですよね。それで、辞める時に、退職金を全部もらわないで、企業年金としてもらうということも出来る様なシステムになっているんですけども、そのシステムと比べて、公務員の退職金というのは、どういうシステムになっているんですか。しっかりでなくていいので、だいたい大ざっぱに概要的なものを教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、退職金の原資についてでございますけれども、これは、

全て町のほうが負担してございます。ですから、個人の持ち出しというものはございません。企業年金に移行の関係ですけれども、これについても、一括で退職金という形で受けとりますので、企業年金にスライドしていくような形はないという状況です。

**○委員長（藤村 勉君）** 野田委員。

**○委員（野田泰博君）** 退職する時にもらう退職金というのは、何年間か務めたということを経験して、位によって違うと思えますけれども、計算して出すそのお金は全部町の負担であるという事だというふうに理解しましたが、そうすると、ここに平成26年度から30年度4年間、31年度から35年度、また4年間、ほとんど計算できるんですね。かなり早い時期に。例えば、これから今、26年度ですから40年度というと、14、5年で31年度から35年度にこんなに不足するということは、3年も4年も5年も前にだいたいわかっていた事なんですか。

**○委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

**○総務課長（長崎光男君）** 額としては、計算すれば出ておりましたけれども、退職金の負担金という形で集める組合側でのやり方が、こういうやり方ではございませんでしたので、というのは、各市町村給料総額に対しまして、ある一定の率をかけて負担金という形で徴収してきていたんです。そのやり方でいったところ、退職する職員の多い所と少ない所では、積立てる額に差が生じてきた訳です。それらの制度を変更しようということで、24年度位から検討始めまして、25年度に新たに、先5年間を見越した需要額を算定して、単年度あたりにいくらかという計算方式に変えたんです。そういったことがあって、今回5年ごとに示させていただいているんですが、ご質問の、例えば今の段階で平成40年度に辞める職員の退職手当額を出せということであれば、概算としては、出すことはできます。ただ、24年あたりから退職手当の額が大幅に下がっております。103ヶ月位だったのが87ヶ月に下がっておるんですけれども、それを3年かけて下げて行きましょうというやり方を取っておりますので、そういう大きな制度変更がない限りある程度の見込み推定額は出すことは出来るという状況です。

**○委員長（藤村 勉君）** 野田委員。

**○委員（野田泰博君）** 先ほど、ここで冗談ぽく話していたんですが、栄町が、準備金として払っていた分が、退職金となるのですが、自分達が払った分は、よその町には、絶対行かないんですね。よその町の職員が辞めるからと言ってそっちの方にお金が行くということは、積立金は絶対に担保されて、確保されてる訳ですよ。

**○委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

**○総務課長（長崎光男君）** その辺の詳細は、我々、1回組合にお金を預けますので、組合の構成員の中で、赤字団体もある訳なんです。その、赤字団体とのやりくりの中で、相互扶助と言っているんですけれども、そういう中で、やりくりは有るのかもしれないです。ただ、額として町としては、いくら積立てたかというのは、きちっと把握しておりますし、把握され

ているという形になっております。ですから、使って無くなってしまいうような事は、無いということだと思います。栄町で黒字の額が、他の赤字団体側に一時的には行くのかもしれませんが、我々が必要となった時には、その額はきちっと担保されているという状況です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 集め方が何年か前に変わって、向こう5年間の退職手当がいくらかということ、各自治体で判断して計算して達するような金額を出してください、集めましょうという形になったというふうに理解したんですが、それでよろしいですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 向こう5年間の需要額というものを、共同処理している事務組合の方が、データを集めまして、市町村ごとに出すんです。それに基づいて市町村に対して負担額をそれぞれ示してくる訳です。ですから、計算するのは、組合側がきちんと計算してくると、それに基づいて市町村は負担額を毎年のように払っていくというやり方です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） そうすると、これからの5年間に栄町が5億円必要だと言って、それを分けて、毎年払っていくとしますでしょ。それは、栄町のお金ですよ。よその町も同様に計算されている、それは、よその町のもですよ。だから、赤字の所に回っていくということは、ないんじゃないですかね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 説明が不足していて、申し訳ないんですけども、向こう5年間に渡って需要額を算出していくというのは、いわゆる黒字団体なんですね。黒字団体に対しては向こう5年間で需要額を算出します。赤字団体につきましては、従来からやっている定額負担率制というのがありまして、これは、団塊の世代の方が大量に辞められるの見越して、給料総額に対して一定の負担率を掛けて出しているんですけど、結構高めに算出されるんです。要は、その団塊の世代の対応の為に各市町村でそれなりの額を積立てましょうという発想からスタートした制度ですんで、負担率としては、結構高めで盛っていつてます。ですから、一定の負担率で赤字団体については、毎年請求される、ですから、私たちみたいに5年間の需要額で、例えば5で割って1年の単年度出していくということではなくて、何人辞めるにしても、一定の額以上のお金は強制的にもらいますよと、それで、赤字解消を早めにやっってくださいねという形なんですね。ですから、黒字と赤字団体で制度の運用の仕方が違うということになっています。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 栄町は赤字団体には、これから十何年でなっていく可能性が非常に強いんですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** このままで行くと、赤字団体になる前に私ども黒字ですから、向こう5年間の需要額で例えば、毎年栄町は3億円ずつ負担金を入れてくださいというものが、来る訳です。赤字にならないような形に計算された物が送られて来て、それに基づいて払っていくという形になって来るかと思うんですけれども、その、単年度の負担額が相当大きな額になってしまう、それを下げるがために、今回、がくっと下がって5年間ありますのでこの期間で一定の額を前もって積立てて準備していきましょうという形で考えてもらって。

○**委員長（藤村 勉君）** 他に質疑ございますか。菅原委員。

○**委員（菅原洋之君）** この3条のところで、基金に属する現金は金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない、2のところで基金に属する現金は必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に変えることが出来るというところで、お聞きしたいんですが、有利かつ確実という所は担保できるんですか。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** 基金は他の基金もある訳ですが、大体、管理というか書きぶりはみんなこういう書きぶりになっておりまして、実際は定期預金というような形で積み立てていくということです。

○**委員長（藤村 勉君）** 菅原委員。

○**委員（菅原洋之君）** 有価証券には変えないということによろしいですか。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** 基金に関しては、有価証券にかえているものは今のところ、ないと思います。

○**委員長（藤村 勉君）** 他に質疑ございますか。松島委員。

○**委員（松島一夫君）** 先ほどの野田議員との関連で確認致しますけれども、このお金を管理している組合、そこは各町村一部事務組合から上がってきた資金を運用するんですか。保管だけですか。運用もしてますか、要は国債を買うとか。そのような運用はしているところなんですか。

○**委員長（藤村 勉君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** 確実なことは言えませんが、運用しているとは聞いております。具体的にどういうやり方をしているかは、申し訳ありませんが、把握しておりませんが、そういうように聞いたことはございます。

○**委員長（藤村 勉君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** 当然、最も確実かつ有利な運用の仕方をやっているはずですがけれども、恐らく野田委員のご心配は何処の年金機構やなんかでも随分話題になった話ですけども、栄町が積立てた、例えば1億でも2億でも1万円札に栄町とはんこを押して保管してある訳では、ないんですよね。要は、栄町積立て分があるというのは、帳簿上有ると言うふうに確認で

きているだけですよね。甚だ失礼ながら。その辺の監査、管理、監督ですとかは、どういうふうな機関がやっているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それは、千葉縣市町村総合事務組合の中で監査すべき人がおられまして、その中できちんと監査しているものだというふうに考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 当然そういった、毎年、監査報告、決算書類等はあがってきているということですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 毎年、この監査資料が上がってきているかどうか、申し訳ないです、その辺は確認出来てないんですけれども。ただ、きちんと組合の中での議会もございまして、その中で、きちんとした処理はされているものとは考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、栄町で積立てた分は、現実にこれだけの栄町の債権として、あるんだということは、町当局としては、確認はしていないと、ただ、そこでやっている議会やなんかでちゃんとやっているの、大丈夫だろうという前提でいるということなのですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 結果としては、そういう形になっております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 第2条ですけれども、積立てる額は当該会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額というのは、当然このとおりなんですけれども、ということは、試算表で示された1億9千万円ですか状況によっては、当然、これ下回りますけれども、状況によっては、これを上回るということも考えられる訳ですね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） おっしゃるとおりでございます。ちなみに26年度につきましては、1億9千万円の予算盛ってございませんので、当然、今持っている1億7,000万円位だったかと思うんですが、その中で、今回、必要な分をお支払いして残った分を基金の方に持っていきたいというふうに考えております。ですから、年度によって増減はあるものと考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 40年度までの15年間の試算がございましてけれども、今後15年間の栄町の歳入歳出状況というのを予想した時に、この1億9,000万円の15年間というのは可能だというふうに現時点で判断なされてますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 1億9,000万円は積立てないにしても年度と退職者の数からしますと、それなりの負担は求められてしまう訳です。向こう5年間、あなたのところはいくらですよということになりますので。その額が恐らく1億9,000万円超えてしまうと思うんです。ですので、1億9千万円積立てる云々は、義務的経費になってしまいますのでそれは、確保せざるを得ないものと考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 当然、それだけの額を求められて義務的経費だから確保しなければならないということは、他の投資的経費が当然削られてくるのだけれども、これはやむを得ないことなんだという訳ですよ。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 申し訳ないんですけども、今までですと、2億4千百万なにがしを毎年、平成19年度位から実は払っているんです。そういう経緯もございますので、従来と同じようなやり方で今後についても、考えて行かざるを得ないのかなと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 財政に対する圧迫ではなくて、今までどおりやって来たことをあえて基金条例というものを作って明確にしておこうという考えだと思って良いのでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） いいえ、財政的なものを加味して一時、負担額が大きな額にならないように、一定の平準化をしたいなど、財政指標なんかも今日の決算報告にもありましたけれども、退職金の支払いの関係で経常収支比率などが大きく変動してしまうのがあまり良くないということもありまして、財政的には一定の額を毎年のようにお支払していくような形で取っていきたい。財政の平準化をとって参りたいというのが大きな目的にはなっております。よろしく願いいたします。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 条文のことで確認したいんですけども、3条に管理とございますけれども、保管は管理なんですけれども、例えば、必要に応じ有価証券に変えることが出来るというのは、これは運用ということなんですよ。条例というのは、こういうふうなもので良いんですか。管理及び運用じゃなくて、ここは、管理だけでいいのかな。4条の9に運用収益の処理と出てくるんですけども、こういうものですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 今日の条例の内容説明の時も申し上げたんですけども、今基金条例につきましては、他の基金条例との整合というものを考えておりまして、他の基金条例の一部を改正する条例も全てこういう書きぶりになっております関係で、本基金条例について



も、それに倣った書きぶりにしているということでございます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） では、あえて管理運用と書かなくても管理のところで運用も含むというふうに考える訳ですね。

○委員長（藤村 勉君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） はい、管理の中に運用も含まれるということで読んでいただいて、4条に繋がるということで読んで頂きたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 他の基金条例と同じなんでしょうけども、第6条でここに書いてある時は、財政上必要がある時は基金に属する現金を歳計現金に繰り換えて使ってもいいよと、ちゃんと返せる見込みがあつて、いつまでに何%の金利で返せるんだという裏付けがある場合に限っては、ここに積立てた基金を歳計現金に使って良いということなんですね。これは、他の基金にも全部第6条と同じ条項があるということですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） まず、他の歳計現金に繰り換えて運用することが、いいですよということが1点と、他の基金条例でも同じ様な書きぶりはございます。実際、私どもの町でも平成18年には、この対応を取らせていただいたことがございます。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。

これより議案第3号に対し、委員各位から意見を含めた討論をいします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手全員。よって、議案第3号栄町職員退職手当負担金支払準備基金条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

---

## ◎請願第2号

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、請願第2号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

はじめに、請願文書表の朗読を書記にお願いします。

〔書記 請願文朗読〕

○委員長（藤村 勉君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の金島議員に本請願の説明を求めます。金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） この請願について、私から紹介議員になった理由について、まず、申し上げます。消費税については、安定税収の確保のために必要であるということは常日ごろから考えています。しかし、上限のない消費税率アップについては、考え直さなければならぬ問題と捉えております。それには、消費税軽減税率適用が必要であるのではないかと、私は思っています。その中身については、食品や、あるいは、日常必需品などであると考えております。それは、なぜ必要かといいますと、家庭に直接響くと同時に低所得者に対してあまりにもダメージが大きすぎるからです。諸外国のなかには、例えば、ノルウェー・デンマーク・ベルギー・イギリスなどは、特別措置を取っているところがある訳です。これはゼロということになっている訳ですけれども、消費税軽減の問題については、近郊では、成田市・佐倉市・富里市・松戸市・我孫子市・鎌ヶ谷市などが、千葉県で20市が議会の採決をいただいているということがあります。我々庶民にとっては、新聞は日常必需品であると同時に文化であると考えてます。そのため、今回の請願に対して紹会議員になりました。委員の皆さまのご理解を頂きまして、ぜひ、採決していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。野田委員。

○委員（野田泰博君） この、請願の趣旨の下の方なんですけれども、消費税率軽減というのは、消費税率10%の段階での新聞への軽減税率を導入されることは、極めて寛容な政策と考えていますけれども、ここの部分は、今じゃなくて、10%に上がるのを上げないで欲しいという意味なんですか。それとも、その時にもっと下げてやってくれとか、どういうことですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 3%から5%、5%から8%、10%。10%になったまでは、法的にとっているんです。ですから、これが、既成事実になる訳で、今度、国会でどうなるかわからないけれども、とりあえず、10%になる前にこういう形で軽減税率を認めて欲しいということを出す訳です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） ということは、10%にならなかつたら、これは、やらなくても良いということだと理解してよろしいですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） それは、私は何とも言えないです。それは、10%になると法的な手続き済んでますんで、これは困りますよと。その前にこの軽減税率を適用してくださいということを出す訳ですので、最終的にどうなろうと、これからのことは、わかりません。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 新聞の範囲というのは、どのようなものを言っているんですか。新聞というのはいろんな新聞があって、読売新聞、朝日新聞、栄町見聞録がある訳で、それはどのような、例えば地方紙もありますよね。地域で出している新聞もあるし、これはどういうことを言っているんですかね。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） とりあえず、新聞協会に入っているというのが前提なんです。それとは別に、ぎりぎりの線に入っているかどうかというのがありますけれども、第3郵便物扱いになっているものですね。たとえば、それが月3回以上発行されているとか、政治・経済・文化だとかそういう公共的な論議をされているものを発行するとか、社内報とか会報は別なんです。広告は5割以上載っているとか、発行部数は500部以上だとかそういうのはあります。ですから、第3郵便物として扱われている物は原則にある訳です。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 特に新聞に関して、消費税率を見直す事によって新聞の普及を図りたいということなんですね。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） いま、活字媒体はかなり、発行部数は少なくなっているということは確かな訳で、そこへ消費税というようなことでくると、かなりマイナスになるのではなかろうかという新聞協会そのもののあれがあります。ですから、そこへなんとかいろんな形で歯止めをかけて頂いて、広くいろんな人達に読んで頂きたいということを考えている訳です。

○委員長（藤村 勉君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 先ほど、消費税率10%に上がった段階でということでお聞きしましたけども、税率10%、いま軽減税率について何%を求めているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 私は、それはわかりませんが、聞いた範囲では、新聞協会の方では、恐らく5%という事を思っていると思います。

○委員長（藤村 勉君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 先ほど、新聞協会ということ言われたんですけども、新聞協会の中には、スポーツ紙だとか、業界紙という所も入っている訳ですね。スポーツ紙というのは、どちらかというと娯楽の部分であって、業界紙というのは、業界に携わっていた方達がやっている、そういう特定の方達が読むような新聞ですよ。その辺に関しては、軽減税率というのは、必要ないかなという事を思うんですけども。どうなんでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） スポーツ新聞であっても、一般娯楽誌という訳ですけどもそ

ういうところであっても、第3郵便物ですか、取扱いになっているあれはありますし、新聞協会として入っていて100万部以上有るところもあるんですよ。ですから、そういうところは、当然入っている所については、税率を緩和してもらいたいということなんですよ。

○委員長（藤村 勉君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） ということは、全国紙若しくは地方紙、一般紙、スポーツ紙だとかそういう諸々なところで、軽減税率を措置をしたという時、消費税アップするというのは、社会保障というところで使われて行くというところがあるんですが、その辺はどう考えていますか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 社会保障に使う使わないというのは、国の方で、どの位あれするかという問題がありますから、いま、新聞協会でこれに使ってくれということは、言ってないんです。

○委員長（藤村 勉君） 菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 意味が違います。消費税をアップするというのは、社会保障に使われる予算としてのアップしますよと言っていることであって、そこで、こういう新聞等、新聞協会が言っているのは、新聞、雑誌、放送も軽減税率してくれということで訴えていますよね。その所で、それだけの幅のものがあって、いま、10%から、もっと上も考えなきゃいけないかって言っている社会保障の部分をこういうもので、娯楽の部分も含めて軽減税率してくださいと言っている部分は、ちょっと、違和感あるんですけど。どうお考えですか。それだけ軽減税率した時に、どれくらいの金額が軽減されるのか、分かる範囲で教えてください。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） どのくらいの金額ということは、私はわかりません。これは、これからどのくらい売れるかという問題もありますし、いま、お願いしていることは10%になる前に、軽減税率の適用を考えて欲しいという事なので、どのくらいの金額がどうだという事はわかりません。先ほどから、スポーツ紙がどうのこうのと出てますけど、スポーツ紙でも結構部数が発行されている訳ですよ。新聞協会に入って認められているものはその情報ですから適用していただきたい。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 今までの質疑に関連して何点かお尋ねします。現状の8%すらも高いので、もっと下げろということによろしいんですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） たぶん、そういう状況になると思います。それは、諸外国と比べてみますと、かなり高くなっているのではないかなと思うんです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） たぶんとか、かなとか言わないで確定でお答えください。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） いや、それは、私はわかりません。たぶん5%ということは、主張すると思うんです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） とりあえず、この請願の軽減税率云々というのは置いておいて、たぶん、5%で主張すると思う。もしかしたら、軽減だから、ゼロは軽減とは言わない訳ですから、ゼロは無いんでしょうけども、分かりましたと言った時、じゃ1%だという主張も考えられるということなんですね。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） これは、いま私がここで答える問題じゃなくて新聞協会と政府なり財務省なりで、いろいろとこれからやと思うんですよ。ですから、私の5%というのは、いろんなことを鑑みて5%位じゃないかなと思って発言している訳です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ほど、菅原委員が、消費税は、全て社会保障費に回されるものであって、仮に軽減税率新聞に適用した時に、どのくらいの影響が出るか試算していますかという質問がありました。まるで分からないという回答でしたけれども、例えば、新聞が現状8%ですけれども、今度5%になった時に現在の全ての新聞の発行部数これに適用される新聞の発行部数をベースにして、5%の税率でやった時に10%の税率に対して、消費税収がどれ位下がるのかと、それによっていわゆる社会保障に回す財源がどの位少なくなるのかというふうな想定ですか。これによって生じる結果が我々に分からない以上は良い悪いの判断は出来ないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） その辺は、先ほどから申し上げてるように消費税が上がったために、買いが落ちるとか。4月以降の消費量がかなり減っているということがありますので、それは、私はちょっと分かりかねます。どのくらい減ってどの位の金額になるのかどうかは、もしくは、それは後で調べましょうか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） もう1つ、先ほど第3種郵便とおっしゃったけども、第3種郵便というのはどういうものですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 郵便局の取扱いのものなんです。例えば、これが第3種という事で広く公共的にあるとかあるいは第1種はどうだとかそういうものですね。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 具体的に第3種というのはどういうものですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 第3種ということで、郵便局で言っているのは、先ほどから新聞について、雑誌についても、月3回以上発行される、政治、経済、文化だとかその他公共的にも使うとか、特別料金が設定してある訳です。それを第3種郵便ということで発送が少し安くなっている。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ほどらい、新聞協会という名前が出ておりましたけれども、新聞協会というところに加盟している新聞というのは、全て第3種郵便という扱いを受けているという事で間違いないですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） それは、間違いないです。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ちょっと、他の方にお尋ねしてみたいんですけどもいいですか。分かったら教えてください。赤旗とか、聖教新聞というのは、そういう扱いを受けているんですか。

○委員長（藤村 勉君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 第3種ではないでしょう。

○委員長（藤村 勉君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） いま、金島議員が、新聞協会入っているところとは言っているでしょう。だから赤旗も公明新聞も聖教新聞も新聞協会入っていますから。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ちょっと興味があるんで、お尋ねしてみたんですけども、また、菅原議員の質問に関連しましたすけれども、固有名詞出して良いのかどうかわかりませんが、内外タイムスとか東京スポーツですとか、ああいうのも新聞協会に入っていて、当然この軽減税率を受ける対象になっているということですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） なります。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 基本的に私の立場は軽減税率というのは、非常に複雑怪奇でとりわけ、商いをするものにとっては、極めて煩雑な事務が生じます。新聞屋さんでしたら、新聞だけですけれども、例えば、スーパーマーケットに行くと新聞・週刊誌も売ってるし、お米も売ってるし、食べ物じゃないのも売っていると、種々雑多なものが軽減税率というものが適用することによって非常に混乱するんじゃないかと思うので、軽減税率というのは、基本的に大反

対なんです。10なら10、5なら5で全部押し並べていくべきだと考えているので、今回、当然これも反対する訳なんですけども、たまたま、新聞の方から受けたんで金島委員はこの新聞の軽減税率という事をおっしゃいましたけども、個人的な、ご見解として他の出版物、例えば、週刊誌・月刊誌・更に広げて一般書籍その辺も税率を低くすべきだというふうに個人的な感想としてお考えですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 冒頭、申しあげました様に、日常必需品これについては絶対にやるべきだと思うんです。これは、もう既に皆さんも、朝起きたら新聞を取りに行く3日も4日もあれしたら、結構退屈だとかそういう事で我々の日常生活の中に入っちゃっているんです。もう1つは、新聞の情報網というのはかなり全世界をめぐっているのを、纏めて新聞を出す訳ですけども、それによって、世の中の動き、例えば、雑誌だとかテレビだとかラジオだとか新聞の、いわゆる記事から拾い出すわけです。ですから、国会でもそうですが、新聞の情報によると、こういうことがありますよということでかなり、いろんな問題出してくれていることなので、これは必需品だと思ってあるいは文化だと思って捉えている訳です。そう意味からすると、是非新聞については他のメディアと比べて随分必需品であると思って紹介議員になった訳です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ちなみにお尋ねしますが、諸外国における軽減税率、新聞以外です。どういうものがどうなっているか。軽減税率についてお尋ねします。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） 新聞以外。他のものは、持ってありません。これは、新聞の方で例えば、ヨーロッパ地方ではこういうことで、軽減税率なっていますよということで出ておられます。これを基にして、新聞の事だけをあれしてますので。他から来た訳ではないので。そこまではちょっと。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 段階として、まず、軽減税率を認めるという大前提が1つあって、その次の段階として、軽減税率、なに適用しようかと言った時に、まず、最初に新聞というものが出てきた訳なんですよね、今回は。新聞については、ここに、資料いただいてまして、よその国ではこうだと出ていますけれども、軽減税率というもの適用すると、どの位ややこしくなるのかという事を前提として、軽減税率やっているところってどんな事やってんのというふうな事は、何もお考えにならなかったですか。

○委員長（藤村 勉君） 金島議員。

○紹介議員（金島秀夫君） それは、考えています。考えているというのは、これからどういう方向で国の方で決めるかという問題がある訳ですよ。たとえば、食料品にしても全部食料

品は5%だとか7%だとか、そういうものを作るという事ではなくて、加工品であるとか、加工されていないものとか、それによって税率が違う訳ですよ。ですから、これは、今後国の方でどのような形で進めるかわかりませんが、同じ食料品でもいろいろ分別されると思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 質問じゃなくて、とりあえず、考え方申しあげておきますけれども、軽減税率、わたし反対ですよ。だから、これも反対ですよと申し上げましたけれども、軽減税率1つ認めちゃうと止めどなくなると思います。いま、これから国会で議論するだろうとおっしゃいましたけれども、いつになるかわかりません。議論の決着が。そんなややっこしい問題をおいそれとはいどうぞと、私は賛成することは出来ないということでございます。

終わります。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（藤村 勉君） これにて質疑を終わります。金島議員、ご苦労様でした。

紹介議員の説明及び質疑応答を踏まえて、本請願に対して、各委員からの意見を含めた討論をお願いします。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） いろいろ質疑応答されましたけれども、この原点である軽減税率で、広く知識を国民に広めるということで、私は、新聞に対する消費税はかけないで、多くの人が知識を自分の物にする。経済的な理由でいま、厳しくて、新聞もなかなか、読みたいけど読めないという家庭が増えています。1つには、当然消費税の上乗せ分で、更に家計を圧迫するというなかで、せめて、新聞にはかけないで欲しいという願いも当然出てきていると思います。ヨーロッパ諸国ではという資料が大変分かりやすいんですけど、何国か同じ税率にはなっていきますけれども、ほとんどの国で行っている、一般の税率よりは、大変低いですよ。知識を重んじる、国民に選択する自由というか、知識には欠けないで、多く広く知識を分かち合おう、広めていこうという根底の考え方が、他のヨーロッパの国々に反映されているところが多いんだなということ感じました。ですから、金島議員が紹会議員となった、新聞に対する軽減税率の適用をという請願については賛成致します。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） 反対の方でちょっと言わせていただきます。軽減税率をかける問題点というのがあると思います。はっきり言って軽減税率をかける商品というのは、多々あって全ての物品だとか、サービスだとかその物に対して軽減税率をかけていくというところで、租税特別措置という事をしなければいけないんです。1品1品に対してやっていかなければいけないというところで、私は、娯楽だとかそういう物も軽減税率をかけるべきではないと思っているので、全般的に、全国紙だとか、地方一般紙に限定するのであれば、賛成するということ



もあると思いますけれども、スポーツ紙だとか、娯楽の部分も入れるのであれば、反対させていただきます。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、これにて委員各位からの意見・討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。請願第2号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（藤村 勉君） 挙手多数。よって、請願第2号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出を求める請願書は採択すべきと決定いたしました。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午後1時57分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年10月20日

総務常任委員会 委員長 藤村 勉